

期間限定

保険料が
補助
されます！

農業経営収入保険

収入保険に新規加入する千葉県民の方は、
2万円を上限に初年度保険料の補助を受けられます。



- 補助対象** 以下の要件をすべて満たす方
- ・令和4年度から令和6年度に新規加入する方
 - ・保険方式と積立方式をセットで加入する方
- ※その他詳しい条件は千葉県HPをご確認ください ▶▶▶



- 補助額** 初年度保険料（自己負担分）が6万円以上の場合 2万円
3万円以上6万円未満の場合 1万円

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、
農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。



加入できる方

青色申告を行っている農業者（個人・法人）
※収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。
※ゲタ対策につきましては、同時に加入できます。

対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体
※簡易な加工品（精米、もちなど）は含まれます。
※一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。
※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

加入・支払等手続のスケジュール

※保険期間が令和7年1月～12月の場合のイメージです
※保険期間は税の収入算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によってスケジュールが変わります。

令和6年	令和7年	令和8年
12月末まで	1月～12月(税の収入算定期間)	確定申告後(3～6月)
加入申請	保険期間	保険金等の請求・支払
保険料・積立金・付加保険料(事務費)の納付	つなぎ融資	

※保険料・積立金は分割支払もできます。

無利子のつなぎ融資が受けられます

収入保険の保険金等の支払いは保険期間の終了後になりますが、自然災害や価格低下等により保険金等の受け取りが見込まれる場合、保険期間中であっても、無利子のつなぎ融資を受けることができます。

補てんの仕組み

保険期間の収入が**基準収入の9割**（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補てんします。

基本タイプ

- **基準収入400万円**の方の場合
保険料 33,941円
積立金 90,000円
付加保険料 11,628円 合計135,569円です。
- 保険期間中の収入に応じて、**最大で324万円の補てん**が受けられます。
- 収入がゼロになったとき
積立金 36万円
(加入者9万円+国庫27万円)
保険金 288万円



◆ 基本タイプの補てん方式

(※5年以上の青色申告実績がある者の場合)
支払率(9割を上限として選択)



納付いただく保険料等(最大の補償にご加入いただいた場合の例)

基準収入(万円)	保険料	付加保険料	積立金	計
100	8,485	6,282	22,500	37,267
200	16,970	8,064	45,000	70,034
500	42,426	13,410	112,500	168,336
700	59,396	16,974	157,500	233,870

毎年、支払いが必要
経費に計上できるので節税効果あり

積立金は補てんに使われなければ
翌年に繰越

- 積立金には**75%**、保険料・付加保険料(事務費)には**50%**の**国庫補助**があります。
- **積立金**は補てんに使われなければ**翌年に繰り越**されます。
- 保険料は保険金のお受け取りがない場合、翌年から段階的に安くなります。



付加保険料(事務費)の割引

- 翌年以降の契約を自動で継続する特約(自動継続特約)を選択した方は、付加保険料(事務費)が1,000円割引になります。
- 共通申請サービスを通じてインターネット申請をした場合の割引もあります。
(新規加入者:4,500円割引・継続加入者:2,200円割引)

令和6年1月から制度が変わります

- 保険方式のみで9割を補償限度とするタイプが新設されます。
- 青色申告1年分のみで加入できるようになります。
[例] 令和6年から青色申告をされる方であれば令和7年から収入保険に加入できます。
- 気象災害特例が新設されます。
基準収入算定の際、甚大な気象災害による影響を緩和します。



お問合せ先



千葉県農業共済組合

本所 千葉市中央区新千葉3-2-6
TEL 043-245-7447

または最寄りの支所、
センターにご連絡ください。



支所・センター
一覧